

議案第84号

養父市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

養父市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市印鑑条例の一部を改正する条例

養父市印鑑条例（平成16年養父市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第5条第1項第2号中「資格その他氏名」の次に「、旧氏又は通称」を加え、同条第2項中「記載されている」を「記載がされている」に改める。

第12条第1項第3号中「氏名、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第84号 養父市印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市の<u>住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑の規制)</p> <p>第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を受理できない。</p> <p><u>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたものであらわしていないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、非漢字圏の外国人住民が住民票に<u>記載されている氏名</u>のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第12条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名、氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）の変更により、登録を受けている印鑑が第5条第1項第1</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき本市が備える<u>住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(登録印鑑の規制)</p> <p>第5条 市長は、登録申請された印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を受理できない。</p> <p><u>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏又は通称</u>以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、非漢字圏の外国人住民が住民票に<u>記載がされている氏名</u>のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第12条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名、氏（<u>氏に変更があった者</u>にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタ</p>

現 行	改 正 案
<p>号に該当することとなったとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>カナ表記を含む。)の変更より、登録を受けている印鑑が第5条第1項第1号に該当することとなったとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>